

労働委員会とは

岐阜県労働委員会
会長 萩山 錡吾

昨年は、東北地方の大地震と原子力発電所の大事故がありました。犠牲者が多く、新年を迎えたからといって悲しみが去ったわけではありません。お御霊が安んじられますようお祈りし続けたく存じております。

今期は、5名の新任委員をお迎えしました。公労使の委員に相応しくご活躍の方々ですので、県民の皆様のご期待にお応えできると確信しております。職員ともども、職務を誠実に行ってまいります。県民の皆様のご理解を賜りたく存じております。お願いします。

労働委員会は、様々なことをしています。最も重要な仕事は、労使関係を安定させることです。その要諦は、労使当事者が互いに相手を認め合い、尊重し合うことです。これができていれば、意見の相違を紛争になる前に冷静に話し合っ調整することができます。労働委員会が紛争調整機関だと言われるときは、話し合いによる調整がうまくいかない場合にお手伝いをして落ち着きどころを勘案して誘導して差し上げる仕事をする所だということの意味しています。労使の委員が、頑張ってくださいの仕事です。

労働委員会が審査機関だと言われるときは、使用者が不当労働行為をしたかどうか、例えば労働者が組合活動などをしたことの故に解雇などの不利益な取り扱いをしてはならないことになっているのに不利益な取り扱いがされたかどうかを、労働組合または労働者の救済申立があったときに審査して、法律違反があったと認定できた場合に解雇などの不利益な取り扱いがなかったものとして扱いなさいと命令する機関だということの意味しているのです。公益委員が、しっかりしないといけない仕事です。

労働委員会は、労使関係の安定を目指して、上の調整の仕事と審査の仕事をするのです。労働委員会のこの二つの仕事が増えるときは、労使関係が円満ではない証拠だと言ってよいのです。労働委員会には、公労使の委員がいます。労使の委員の皆さんは、労使関係の円満化という重要な仕事を日常的にしています。

第43期 岐阜県労働委員会委員の紹介

第43期岐阜県労働委員会委員が平成23年12月24日に次のとおり新たに任命されました。
なお、任期は平成25年12月23日までの2年間です。

区分	氏名	役職等	任期数
公益委員	初山 錚吾	朝日大学大学院教授	10期目
	秋保 賢一	弁護士	4期目
	平野 博史	弁護士	4期目
	浅井 直美	弁護士	1期目
	三井 栄	岐阜大学地域科学部准教授	1期目
労働者委員	三尾 禎一	日本労働組合総連合会岐阜県連合会会長	3期目
	高田 勝之	JAM東海執行委員長	3期目
	栗本 理花	日本労働組合総連合会岐阜県連合会副事務局長	2期目
	高松 和夫	UIゼンセン同盟岐阜県支部長	1期目
	濱田 圭	日本基幹産業労働組合連合会岐阜県本部委員長	1期目
使用者委員	熊田 正秋	社団法人岐阜県経営者協会専務理事	4期目
	日比 利雄	株式会社エヌビーシー代表取締役社長	6期目
	伊藤 勇	岐セン株式会社代表取締役社長	2期目
	柳原 幸一	株式会社鶺鴒代表取締役	2期目
	吉村 美保子	株式会社恵那金属製作所代表取締役社長	1期目

印は会長、 印は会長代理

活動報告

1 審査事件について

平成 23 年 1 月から 12 月までの間に申立てのあった不当労働行為事件は 2 件、前年度から引継の事件は 3 件で、取扱状況は次のとおりです。

事件 番号	申立者	業種	請求する救済内容	終結状況	審査委員
	申立年月日			終結年月日	参与委員
21-1	労働組合	教育業	不利益取扱いの禁止 バックペイ 不誠実団交の禁止 支配介入の禁止 ポスト・ノーティス	命令 (一部救済)	靱山、秋保
	H21. 5.18			H23. 3.24	(労)豊田、高田 三尾 1 栗本 2 (使)熊田、家田
21-2	労働組合	サービス業	団体交渉応諾 ポスト・ノーティス 不誠実団交の禁止 不利益取扱いの禁止 バックペイ	命令 (一部救済)	廣瀬、神谷 平野
	H21.11. 9			H23. 2.24	(労)三尾、高田 (使)熊田、日比
22-1	労働組合	福祉業	団体交渉応諾	関与和解	平野、靱山
	H22. 8.31			H23. 2.14	(労)豊田、畑 (使)伊藤、柳原
23-1	労働組合	運輸業	不利益取扱いの禁止 バックペイ 支配介入の禁止 ポスト・ノーティス	関与和解	秋保、廣瀬
	H23. 2.10			H23. 6. 7	(労)三尾、畑 (使)家田、伊藤
23-2	労働組合	教育業	団体交渉応諾 不誠実団交の禁止 ポスト・ノーティス	関与和解	平野、靱山
	H23. 2.22			H23.11.14	(労)高田、栗本 (使)日比、柳原

1 事件担当の前任委員、 2 事件担当の後任委員

(1) 21 - 1 不当労働行為事件

ア 請求する救済内容の概要

- 労働組合役員に対する昇給延伸(3名)及び本件外懲戒処分にかかる教科担任外し(1名)が不利益取扱いの不当労働行為に、昇給延伸の撤回及び教壇復帰を議題とする団体交渉を、経営の専権事項、あるいは裁判で係争中であることを理由に拒んだことが団体交渉拒否の不当労働行為に、また、職員会議等における組合活動への言及等が組合の弱体化を意図した支配介入の不当労働行為にあたるとして救済申立てがなされた。

イ 審査及び終結の状況

- 平成 21 年 5 月 18 日に申立人からの救済申立てを受けた当委員会は、委員調査を 2 回、和解協議を 5 回、審問を 9 回実施し、最後陳述書の提出をもって平成 22 年 12 月 27 日に結審した。
- 公益委員会議における合議を経て、平成 23 年 3 月 23 日に一部救済命令を発出し、3 月 24 日をもって終結した。

ウ 命令の概要

- 当委員会は、被申立人に対し、組合役員 2 名の昇給延伸がなかったものとして取り扱い、当該昇給延伸がなければ得られたであろう賃金相当額と既に支払った賃金額との差額を支払うこと、教壇への復帰の問題に関して団体交渉に応じることを命じた。

(2) 21 - 2 不当労働行為事件

ア 請求する救済内容の概要

- 組合員の賃金減額問題の解決及び労働条件に関する労働協約の締結を議題とする団体交渉を、業務多忙であるなどとして拒んだことが団体交渉拒否の不当労働行為にあたるとして救済申立てがなされ、さらに、申立て後に当事者間で行われた団体交渉が不誠実であるとして、また、申立て後に組合員 A に対し行われた更なる賃金の減額及び解雇が不利益取扱いの不当労働行為にあたるとして追加の救済申立てがなされた。

イ 審査及び終結の状況

- 平成 21 年 11 月 9 日に申立人からの救済申立てを受けた当委員会は、委員調査を 5 回、審問を 3 回実施し、平成 22 年 11 月 22 日の最後陳述をもって結審した。

- 結審後、両当事者から和解のあっせんの申し出があったため和解協議を行ったが、歩み寄りがみられなかったことから打ち切りとなった。
- 公益委員会議における合議を経て、平成 23 年 2 月 23 日に一部救済命令を発出し、2 月 24 日をもって終結した。

ウ 命令の概要

- 当労働委員会は、被申立人に対し、誠実に団体交渉を行うこと、組合員 A に対する更なる賃金減額及び解雇がなかったものとして取り扱い、既に支払った賃金額との差額を支払うことを命じた。

(3) 22 - 1 不当労働行為事件

ア 請求する救済内容の概要

- 組合員の退職に至る過程において受けたパワーハラスメントに対する謝罪を議題とする団体交渉を、組合加入前に雇用契約が終了していたという理由で拒んだことが団体交渉拒否の不当労働行為にあたるとして救済申立てがなされた。

イ 審査及び終結の状況

- 平成 22 年 8 月 31 日に申立人からの救済申立てを受けた当委員会は、委員調査を 3 回、審問を 1 回実施し、審問に引き続き行われた和解協議において和解が成立し、平成 23 年 2 月 14 日をもって終結した。

(4) 23 - 1 不当労働行為事件

ア 請求する救済内容の概要

- 組合員の解雇撤回後に撤回までの賃金の全額を支払わなかったこと、配車を変更し賃金を減少させたことが不利益取扱いの不当労働行為に、また、組合活動を非難し又は妨害する言動を行ったことが支配介入の不当労働行為にあたるとして救済申立てがなされた。

イ 審査及び終結の状況

- 平成 23 年 2 月 10 日に申立人からの救済申立てを受けた当委員会は、委員調査を 2 回実施し、委員調査において被申立人から当事者間で自主和解をすすめてきた旨の報告があったため、和解協議を実施したところ和解が成立し、6 月 7 日をもって終結した。

(5) 23 - 2 不当労働行為事件

ア 請求する救済内容の概要

- 申立人組合からの団体交渉申入れに対し、窓口を明確にせず申入書の受け取りを拒否したため団体交渉が開催されないままであること、及び団体交渉に交渉権限のある者を出席させない不誠実な対応が団体交渉拒否の不当労働行為にあたるとして救済申立てがなされた。

イ 審査及び終結の状況

- 平成 23 年 2 月 22 日に申立人からの救済申立てを受けた当委員会は、委員調査を 1 回、和解協議を 4 回実施したところ和解が成立し、11 月 14 日をもって終結した。

2 調整事件について

平成 23 年 1 月から 12 月までの間に申請のあった調整事件はあっせんが 4 件で、取扱状況は次のとおりです。

事件番号	申請者	業種	調整事項	調整回数	終結状況	調整員
	申請年月日				終結年月日	
23-1	使用者	教育	(あっせん) 組合申入れの団体交渉事項	1	打切り	(公)秋保 (労)高田 (使)伊藤
	H23. 1.24				H23. 3. 8	
23-2	労働組合	宿泊業	(あっせん) 解雇予告手当の支払い	1	解決 (あっせん案受諾)	(公)廣瀬 (労)三尾 (使)家田
	H23. 2.16				H23. 3.30	
23-3	労働組合	情報通信業	(あっせん) みなし労働時間制における協定で定める時間数の変更	1	解決 (あっせん案受諾)	(公)籾山 (労)栗本 (使)柳原
	H23. 6.21				H23. 8. 2	
23-4	労働組合	サービス業	(あっせん) 解雇予告手当の支払い	-	不開始	-
	H23.10.12				H23.11.16	

(1) 23 - 1 争議

ア 申請の概要

- 組合から申し入れのあった団体交渉に、すでに4回応じて回答しているにもかかわらず、同様の議題で再度団体交渉の申し入れがあったため、これ以上の自主交渉は困難であるとして、使用者側からあっせんの申請が出された。

イ 終結の状況

- あっせんを行ったが、労使双方の主張に大きな隔たりがあり、解決の見込みがないため打ち切りとなった。

(2) 23 - 2 争議

ア 申請の概要

- 解雇された組合員に対する解雇予告手当の支払いを求めて団体交渉を行ったが、話し合いが進展しないとして、労働組合側からあっせんの申請が出された。

イ 終結の状況

- あっせんでは労使双方の主張を十分に聴取する中で、使用者の組合に対する不信感があっせん員の助言により払拭され、使用者が一定の理解を示すようになった。労使双方に歩み寄りの姿勢がみられたためあっせん案を提示したところ、労使双方から受諾の回答が得られ、本件は解決となった。

(3) 23 - 3 争議

ア 申請の概要

- みなし労働時間制に関する協定で定める労働時間数を15時間/月から30時間/月に変更することを求めて団体交渉を行ったが、当事者間の自主交渉では十分な進展が見込めないとして、労働組合側からあっせんの申請が出された。

イ 終結の状況

- あっせんでは労使双方の主張を十分に聴取するとともに、労使の意見の調整を行った。労使双方に歩み寄りの姿勢がみられたためあっせん案を提示したところ、労使双方から受諾の回答が得られ、本件は解決となった。

(4) 23 - 4 争議

ア 申請の概要

- 組合員の退職をめぐり、労災治療中及び労災治療後の30日間は雇用契約が存在しているため、退職は無効であると主張する労働組合と、契約期間満

了による退職であると主張する会社との団体交渉が行き詰まり、労働組合側から解雇予告手当の支払いを求めてあっせんの申請が出された。

イ 終結の状況

- 会社にあっせんに応じる意思がなく、不開始となった。

3 個別的労使紛争事件について

平成 23 年 1 月から 12 月までの間に申出のあった個別的労使紛争事件は2件で、取扱状況は次のとおりです。

事件 番号	申出者	業種	あっせん事項	あっ せん 回数	終結状況	あっせん員
	申出年月日				終結年月日	
23-1	労働者	自動車 整備業	精神的苦痛及び 経済負担に対する 補償金 未払い残業代	-	不開始	-
	H23. 1.28				H23. 2. 3	
23-2	労働者	運輸業	適応障害による経 済的損失に対する 補償金の請求	-	取下げ	-
	H23. 7.26				H23. 8. 1	



- 編集・発行 -

岐阜県労働委員会

〒500-8570 岐阜市藪田南 2-1-1

TEL (058)272-8792

FAX (058)278-2832

HP <http://www.pref.gifu.lg.jp/>

kakushu-iinkai/rodo-iinnkai/

e-mail c16501@pref.gifu.lg.jp